○国土交通省告示第千二百六十八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十七年十二月二十八日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　森山　**裕**

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
根谷川支川六〇
(二)　砂防法第二条の土地の表示
広島県広島市安佐北区大林町字下モ山二一三七番一地内三等三角点小竹山を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域
基準点から二四四度三三分五九秒　一四二一・三三八メートルの地点　一号
標柱一号から九四度二三分二秒　五七・四一七メートルの地点　二号
標柱二号から一四八度二分四一秒　二〇・二七一メートルの地点　三号
標柱三号から一七七度九分六秒　一一六・五六五メートルの地点　四号
標柱四号から二八七度五〇分三八秒　四〇・五二七メートルの地点　五号
標柱五号から三三四度六分二四秒　九七・〇一九メートルの地点　六号
二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
根谷川支川七〇
(二)　砂防法第二条の土地の表示
広島県広島市安佐北区大林町字押手三五一四番地内三等三角点押手山を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域
基準点から二八四度一六分三七秒　一四九七・八三八メートルの地点　一号
標柱一号から一一度五分一四秒　一三・九六五メートルの地点　二号
標柱二号から三三三度三二分三七秒　三四・七七七メートルの地点　三号
標柱三号から四六度二五分四四秒　一一〇・〇一九メートルの地点　四号
標柱四号から一四二度二二分二二秒　一五・七五六メートルの地点　五号
標柱五号から二〇一度五五分三三秒　九九・九四七メートルの地点　六号
標柱六号から二三七度三九分五五秒　三三・八八二メートルの地点　七号
三　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
桐原川支川七
(二)　砂防法第二条の土地の表示
広島県広島市安佐北区可部町大字桐原字吉光七五六番一地内三等三角点源重を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域
基準点から二三一度四一分四一秒　一九〇・一〇六メートルの地点　一号
標柱一号から二四度三三分四三秒　一九・一二八メートルの地点　二号
標柱二号から六九度四四分一六秒　四〇・二〇六メートルの地点　三号
標柱三号から一度三三分四四秒　九一・七七一メートルの地点　四号
標柱四号から七九度六分五八秒　一三・〇二八メートルの地点　五号
標柱五号から一二七度二七分二五秒　五二・一一六メートルの地点　六号
標柱六号から一六五度四九分一五秒　四八・七五六メートルの地点　七号
標柱七号から二四七度二四分四三秒　二六・五七三メートルの地点　八号
標柱八号から二二五度三六分二一秒　三五・四四五メートルの地点　九号
四　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
桐原川支川二
(二)　砂防法第二条の土地の表示
広島県広島市安佐北区可部町大字桐原字吉光七五六番一地内三等三角点源重を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域
基準点から二六四度四二分一秒　一一七〇・四三一メートルの地点　一号
標柱一号から一二六度五二分四一秒　五八・四一二メートルの地点　二号
標柱二号から二九六度四九分九秒　三七・八三〇メートルの地点　三号
標柱三号から二九六度四九分九秒　三七・八三〇メートルの地点　四号
標柱四号から三五四度五四分四四秒　六四・四一二メートルの地点　五号
標柱五号から三九度三一分五五秒　三七・一二四メートルの地点　六号

○国土交通省告示第千二百六十九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十七年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十七年十二月二十八日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　森山　**裕**

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
安川支川七
(二)　砂防法第二条の土地の表示
広島県広島市安佐南区緑井町字神宮山五三一番地内三等三角点神宮山を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から三号までを順次結んだ線、標柱三号と四号を平成二十七年国土交通省告示第二百二十六号で指定した同号一に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線、標柱四号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域
基準点から三四〇度四一分二六秒　五六一・六九三メートルの地点　一号
標柱一号から一八度二三分一五秒　九・九四五メートルの地点　二号
標柱二号から六三度四〇分五一秒　一六・八八九メートルの地点　三号
標柱三号から一六七度一分五九秒　一七・八一七メートルの地点　四号
標柱四号から二三九度五六分一三秒　六・五八九メートルの地点　五号
標柱五号から二四六度四二分二六秒　一六・九三九メートルの地点　六号
二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
神宮川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　広島県広島市安佐南区緑井町字神宮山五三一番地内三等三角点神宮山を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から十六号までを順次結んだ線、標柱十六号と十七号を平成二十七年国土交通省告示第二百二十六号で指定した同号二に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線、標柱十七号から二十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域
基準点から五四度九分一二秒　五七六・〇四八メートルの地点　一号
標柱一号から一三二度二六分三七秒　二・七四三メートルの地点　二号
標柱二号から二二九度二四分三九秒　一一・八七〇メートルの地点　三号
標柱三号から三〇七度三分五一秒　六・二五三メートルの地点　四号
標柱四号から二二九度二二分一〇秒　五・三一八メートルの地点　五号
標柱五号から二一三度二六分一九秒　四・一〇七メートルの地点　六号
標柱六号から九度一三分五三秒　二・一六三メートルの地点　七号
標柱七号から二度一四分三六秒　三・〇九一メートルの地点　八号
標柱八号から二三六度三七分六秒　二八・〇七一メートルの地点　九号
標柱九号から二九四度三六分九秒　一・一三六メートルの地点　十号
標柱十号から二一二度五八分五二秒　一五・七三六メートルの地点　十一号
標柱十一号から三〇四度二二分五七秒　一一・五四四メートルの地点　十二号
標柱十二号から二一三度一九分九秒　一六・〇二八メートルの地点　十三号
標柱十三号から三一一度二二分三三秒　三四・四〇九メートルの地点　十四号
標柱十四号から一度九分五〇秒　五四・一五五メートルの地点　十五号
標柱十五号から一四度三五分二九秒　五四・七九八メートルの地点　十六号
標柱十六号から一一二度四三分五二秒　一〇九・九二六メートルの地点　十七号
標柱十七号から二〇八度五分三九秒　二八・八七七メートルの地点　十八号
標柱十八号から二五〇度一二分一九秒　一〇六メートルの地点　十九号
標柱十九号から二一九度五分三六秒　九・五九九メートルの地点　二十号
標柱二十号から一〇五度七分二〇秒　二・四一九メートルの地点　二十一号